

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 9 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

## 専 決 処 分 書

安曇野市豊科 627 番地 1 における自動車物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 7 月 19 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 1 事故の内容

平成 28 年 6 月 3 日午前 10 時 30 分頃、公用車が民間駐車場の駐車区画から後退する際、右後方から隣の駐車区画に進入しようとする相手車両に気がつかず右に方向転換したため、相手車両に接触したものである。

### 2 当事者

- (1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者
- (2) 損害賠償者 安曇野市

### 3 解決の方法

当事者間において示談による和解

### 4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を 80% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 83,419 円を賠償するものとする。

議案第 100 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 安曇野市三郷小倉 2203 番地 2  
氏 名 二村 美智子

平成 28 年 9 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第101号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 安曇野市豊科高家3700番地87  
氏 名 青木 完氏

平成28年9月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 102 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 安曇野市三郷温 2985 番地 1  
氏 名 松尾 きく江

平成 28 年 9 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議員提出第3号

平成28年9月16日

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 山 田 幸 与

宛 先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣

## 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきましたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものとの、費用の負担割合については 2 分の 1 から 3 分の 1 へ改正され、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままで、県によっては十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成 29 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

議員提出第4号

平成28年9月16日

国の責任による35入学級推進と教育予算の増額を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭次様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 山田幸与

宛先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣

## 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小 2 以降中学まで順次改訂することとし、政府は財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく小 2 を 35 人学級とし、その後、平成 25 年、26 年と 35 人学級拡大の動きは止められ、平成 27 年度予算編成において、財務省は「小 1 も 40 人学級に戻すべき」という提案をおこなった。しかし、35 人学級を求める国民の強い声の前に、このことは断念されたが、大幅な教職員定数減の予算となった。

長野県では、平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、これで小中学校全学年において 35 人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時の任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても、ゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要望する。

### 記

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

議員提出第5号

平成28年9月16日

私立高校への公費助成に関する意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 山 田 幸 与

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県総務部長

## 私立高校への公費助成に関する意見書（案）

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

### 記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月 日

長野県安曇野市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

## 私立高校への公費助成に関する意見書（案）

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

### 記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

長野県知事、長野県総務部長 殿

議員提出第6号

平成28年9月16日

ＴＰＰに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の  
確立を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会経済建設委員会

委員長 平 林 明

宛 先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
副総理・財務大臣  
TPP担当大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた  
農業政策の確立を求める意見書（案）

T P P交渉は、昨年10月に大筋合意がされ、そのなかで、農林水産物の約8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されることとなった。

政府の試算によると、「総合的なT P P関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮してもなお、わが国の農林水産物の生産額は、1,300億円～2,100億円減少する見込みであると公表されるなど、生産者は今後の農業経営の継続に対し大きな不安を抱いている。

さらには、衆議院T P P特別委員会において、交渉経過や合意内容等が議論されたが、政府は保秘義務契約を理由に情報開示を拒み、国会承認と関連法案の審議が深まることなく、秋の臨時国会においては、しっかりとした議論を通じて、T P Pに対する県民の不安や懸念を解消すべきである。

政府は、T P P特別委員会等におけるT P P協定承認案およびT P P関連法案の国会審議において、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について、県民のT P Pに対する不安や懸念が払拭されるよう、条約上許される限りの情報開示と明確な説明を行うとともに、生産者が安心して営農継続できるよう、将来を見据えた、中長期的な農業政策の確立に向けた対応を行うよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、T P P担当大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官 殿